

門真市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン

令和6年3月

門真市教育委員会

1 ガイドラインについて

このガイドラインは、門真市立学校において、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 28 条の第 1 項に定める重大事態が発生し、門真市附属機関に関する条例（平成 25 年門真市条例第 3 号）第 1 条別表に定める門真市立学校いじめ防止対策審議会において調査を行った場合において、文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成 29 年。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するにあたり、必要な事項を定めるものです。

門真市教育委員会は、このガイドラインに則り公表するか否かを決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に対応してまいります。

2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

（1）基本姿勢

文科省ガイドラインでは、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者（以下本ガイドラインにおいては「被害者側」という。）の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

（2）意義（目的）と弊害

公表の意義（目的）としては次の点などが考えられます。

- ① 学校や教育委員会が当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ② 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ③ 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ④ 第三者機関である門真市立学校いじめ防止対策審議会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つこと

また、公表することによる関係当事者への弊害としては、次の点などが懸念されます。

- ① 被害児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係の修復等の支障となること

- ② 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、いじめたとされる児童生徒及びその保護者（以下「加害等の関係者側」という。）をはじめ、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること
- ③ インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害が生起して、関係児童生徒の成長を阻害すること
- ④ その後の重大事態に関する調査において調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること

（3）門真市教育委員会の方針について

門真市教育委員会は、被害者側の公表の意向や公表における意見、弊害を総合的に勘案し、調査結果を公表するか否かの判断をします。

なお、被害者側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。

3 関係者に対する意向確認

（1）被害者側

被害者側には、公表について意義・弊害、門真市教育委員会の方針を説明し、公表の意向を確認します。保護者等の意向だけでなく、被害児童生徒の発達段階や特性を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。

なお、確認にあたっては、被害児童生徒または保護者のどちらかが公表を望まない場合には、原則として公表しない旨をあらかじめお伝えします。

（2）加害等の関係者側

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めます。

ただし、公表する内容については、個人が特定されないように配慮するとともに、公表することが、加害等の関係者側の生活や、学校が行う被害児童生徒への指導や支援に支障をきたすことがないよう配慮します。

4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

文科省ガイドラインにも「公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認をすること」とあるように、被害者側に公表の仕方及び公表の内容について丁寧に説明・確認し、了解を得たうえで公表します。

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、具体的には、門真市ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

調査報告書のうち個人情報保護に関する各種法令に照らした不開示部分と、被害者側が希望する不開示部分とを、市教育委員会においてマスキングしたものを作成し、これを公表資料とする。

(3) 個人情報の取り扱いについて

公表資料における個人情報保護についての考え方については、文科省ガイドラインで「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること」としています。具体的には門真市情報公開条例（平成 11 年門真市条例第 13 号）第 6 条第 1 号で「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非開示とする旨規定しています。

いじめの重大事態の調査結果の公表は、被害者側、加害者側をはじめ、関係する児童生徒・保護者にとっては地域社会の生活を超えて広く大衆の目を向けられることとなります。また、いったんメディアやネットワークに載ると、出版やインターネットの記録として、永久に残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながります。

このような懸念から、公表内容は個人が識別できないように留意し、関係するすべての児童生徒等の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりしないよう最大限配慮します。

（4）公表する期間

公表期間は 6 か月を基本としますが、公表中に、被害者側の公表に対する意向の変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。

また、当初非公表とした場合において、再検討は、原則として行いません。